

9キロ 僕も歩いたゾ！

10月18日(日)、秋晴れのもと町民歩け歩け大会が開催されました。92名の参加者全員が、約9キロを元気に完歩しました。最後に食べた豚汁のおいしかったこと……。

広報よみたん

■発行／与板町(代表者与板町長平澤甚九郎)

■ 電話 (0258) (代) 72-310

0 ■編集／与板町広報編集委員会

今月のページ

- | | |
|----------------------|-------|
| 住みよい町づくりを目指す 公共下水道事業 | 2~4 |
| 保健コーナー | 9 |
| みんなの広場 | 10~12 |
| フォトニュース | 13 |
| くらしのカレンダー | 14 |

くらしのカレンダー (11月16日～12月15日)

16	月	
17	火	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ 補聴器巡回相談日 役場住民課／午前11時30分～12時 三種混合第2期 母子センター／午後1時30分～2時30分 (S58.9.1～S59.8.31迄出生児)
18	水	
19	木	<ul style="list-style-type: none"> 母親学級 母子センター／午後1時より受付 (後期 S62.12～S63.3分娩予定者)
20	金	
21	土	<ul style="list-style-type: none"> 小学校たちはな音楽会 小学校体育館
22	日	
23	月	<p>勤労感謝の日・小雪</p>
24	火	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ 補聴器巡回相談日 役場住民課／午前11時30分～12時 健康相談(血圧) 与板保健所／午前10時～12時
25	水	<ul style="list-style-type: none"> 乳児相談 母子センター／午後1時より受付 (S62.4.1～S62.6.30迄出生児)
26	木	全国火災予防運動
27	金	<ul style="list-style-type: none"> 補聴器巡回相談日 役場住民課／午前10時～10時30分 療育相談 与板保健所／午後1時～3時
28	土	税闘記念日
29	日	
30	月	
1	火	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ 補聴器巡回相談日 役場住民課／午前11時30分～12時 映画の日・歳末助け合い運動・鉄の記念日
2	水	
3	木	
4	金	人権週間
5	土	
6	日	<ul style="list-style-type: none"> 町内対抗ドッヂボール大会 町民体育館／午前8時30分
7	月	
8	火	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談室 役場男子厚生室 午後1時30分～ 補聴器巡回相談日 役場住民課／午前11時30分～12時 健康相談(血圧) 与板保健所／午前10時～12時 大雪・こと始め・針供養
9	水	<ul style="list-style-type: none"> 乳児健診 母子センター／午後1時より受付 (S62.7.1～S62.9.30迄出生児)
10	木	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談 役場男子厚生室／午後1時30分～ 交通安全家庭の日
11	金	<ul style="list-style-type: none"> 補聴器巡回相談日 役場 役場住民課／午前10時～10時30分 歯科相談 与板保健所／午後1時～3時 年末年始交通事故防止運動
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談室 役場男子厚生室／午後1時30分～ 補聴器巡回相談日 役場住民課／午前11時30分～12時 麻しん・三種混合 母子センター／午後1時30分～2時30分 (麻しん対象者 S60.4.1～S60.8.31迄出生児) 年賀郵便特別扱

▼住みよい町づくりを目指して行われている公共下水道事業の受益者負担条例が九月定例議会において制定されました。その内容についてお知らせ致します。ご協力お願い致します。



*
編集室
*

= 人 口 =
(10月31日現在)

- | | |
|-----|-------------|
| 男 | 3,743人(+2人) |
| 女 | 3,916人(+2人) |
| 計 | 7,659人(+4人) |
| 世帯数 | 1,819戸(±0戸) |

転入	20人	転出	17人
出生	4人	死亡	3人

住みよい町づくりを目指す 公共下水道事業



A black and white photograph showing a large, rectangular wooden storage structure, likely a supply dump or cache, situated in a village setting. The structure has several compartments, some labeled with numbers: '20' on the left side, '25' on the right side, and '8' at the bottom center. A large, round metal drum or barrel sits prominently in front of the structure. In the background, there is a paved road, some buildings, and a fence. The foreground shows some debris and a rough ground surface.

下水道は、ほとんどが地下の施設であるため目にふれることが多く、いわば地味な性格です。しかし、トイレの水洗化・地域環境の改善・伝染病の防止・河川や海の水質保全など……数多くの役割を持ち、快適な都市生活には欠かせない重要な施設です。

与板町では、昭和六十一年度事業着手以来、町民福祉増進のため、公共下水道の整備を進めております。

去る九月の定例議会に於いて「与板町下水道事業受益者負担に関する条例」制定についての議案が可決されましたので、その内容についてお知らせいたします。

負の 担総 金額		• 基本額 200,000円 • 面積割 65,675円 ($355\text{m}^2 \times 185\text{円}$) 計 265,675円 → 265,670円 (10円未満切捨て)					
各 納 期 の 負 担 金	年 納 期	第1期	第2期	第3期	第4期	年計	
	1年目	14,870円	13,200円	13,200円	13,200円	54,470円	
	2年目	13,200	13,200	13,200	13,200	52,800	
	3年目	13,200	13,200	13,200	13,200	52,800	
	4年目	13,200	13,200	13,200	13,200	52,800	
	5年目	13,200	13,200	13,200	13,200	52,800	

負 担 金 納 期		
第 1 期	6月16日から	同月末日まで
第 2 期	8月16日から	同月末日まで
第 3 期	11月16日から	同月末日まで
第 4 期	翌年2月16日から	同月末日まで

付」と「一括納付」の二通りがあります。※ 分割納付は負担金決定額を五年にわけて、更に一年を四期に区分（二十分割）して納めていたこの場合、分割した全額に百円未満の端数があるときは、その端数はすべて初年度に係る全額に合算します。（別表参照）

この場合、分割した全額に百円未満の端数があるときは、その端数はすべて初年度に係る全額に合算します。

受 益 者 負 担 制 度 に つ い て

受益者にはなりません。受
りです。

The diagram consists of two parts, each showing a house-like structure with a roof and a base. In the left part, the roof is labeled 'Aさんの家' (House of A), the middle section is 'Cさん居住' (C lives here), and the base is 'Aさんの土地' (Land of A). Below this is the text 'Aさんの土地にAさんが家を建てCさんに貸している場合' (When A builds a house on their land and rents it to C). In the right part, the roof is labeled 'Aさん使用' (Used by A), the middle section is 'Aさんの土地' (Land of A), and below this is the text 'Aさんの土地をAさんが使用している場合' (When A uses their own land).

左側図

上部：Aさんの家
中段：Cさん居住
下部：Aさんの土地

Aさんの土地にAさんが家を建てCさんに貸している場合

右側図

上部：Aさん使用
中段：Aさんの土地

Aさんの土地をAさんが使用している場合

左側図

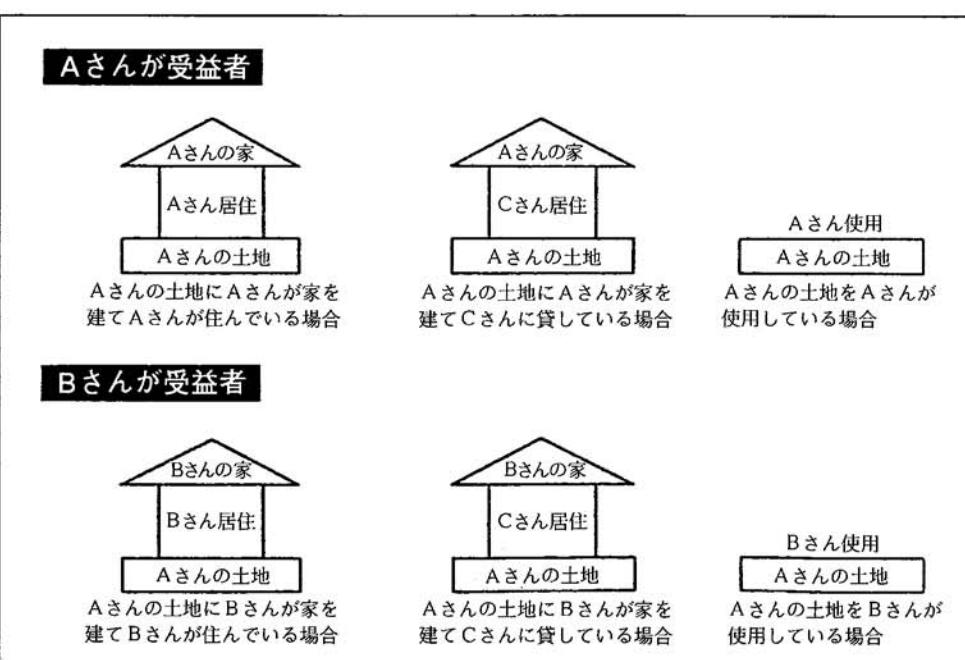
上部：Bさんの家
中段：Cさん居住
下部：Aさんの土地

Aさんの土地にBさんが家を建てCさんに貸している場合

右側図

上部：Bさん使用
中段：Aさんの土地

Aさんの土地をBさんが使用している場合



負担金頂止その内付方法

負担区とは、公共下水道の整備計画及び排水区域の土地の状況等に応じて区分するもので、これが定められたときは、名称・区域・地積を公表することになります。同一負担区内では、一平方メートルあたり同じ金額及び同じ基本額の受益者負担金が賦課されます。また賦課対象区域とは、実際に受益者負担金を賦課徴収する区域のことです。前記の負担区のうち、下水道管が整備される区域を、毎年度「賦課対象区域」と定め公告するものです。賦課対象となる土地及び受益者とは、住宅・店舗・工場・倉庫・田・畠・幼稚園・学校などの用地位、すべてが対象地となります。また受益者とは、公共下水道の排水区域内に記された土地を所有している方が受益者となります。ただし、その土地に地上権・質権・賃貸借もしくは使用賃借などの権利がある場合は、その権利者が受益者となります。一時使用のために設置された権利は除きます。アパートに住んでいる方や家を借りて住んでいる方

受益者負担金は、土地の面積一平方米あたり一八五円を乗じて、それに基本額二十万円を加算した額となります。

受益者の申告及び納付代理人の選定

から土地の所在・地目・地
積を記載した「受益者申告
書」を土地所有の方に送
付しますので、必要事項を
記入の上提出していただき
ます。しかし受益者が町内

に住所を有しない場合は、
町内に居住し、独立の生計
を営む者のうちから納付代
理人を定めて申請をしてい
ただきます。

受賞おめでとうございました

防犯栄誉章「銅章」

高橋源吉氏 〈長町〉

永年、与板地区柔道連盟会長として、少年非行の防止及び心身の鍛錬等による少年の健全育成を図り、犯罪防止に尽力された功績。



交通栄誉章 「緑十字銅章」

小林十作氏 〈上町〉
永年、交通安全活動を積極的に推進し、交通事故防止に尽力された功績。



昭和62年度県体育協会 優秀競技者章

久保喜久治氏 〈南新町〉
剣道に情熱を注ぎ、自己の技術練磨はもとより、与板町・三島郡剣道への貢献された功績により受賞。



外与板中学生6名
初段 初段 初段 初段 初段 初段
・河野 茂代さん
・三浦 和子さん
・丸山 孝子さん
・長谷川 幸子さん
・室橋 保秋さん
・吉田 寿男さん

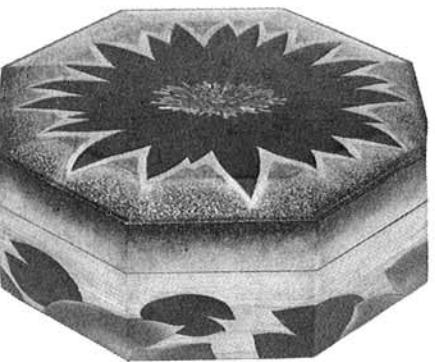
新潟県知事表彰

大谷文雄氏 〈稲荷町〉

町議会議員32年に渡り、地方自治の伸展に寄与された功績により、新潟県知事より知事表彰を受賞されました。おめでとうございました。



◎第27回伝統工芸新作展 漆芸部入選
「水蓮文蒔絵八角箱」新井野義雄氏 〈泉町〉



◎第5回上野の森美術館絵画大賞展 入選
「鳥と人と……」長谷川音松氏 〈下町〉



剣道昇段試験
に見事合格!!

官公庁・幼稚園・学校・病院・神社やお寺の境内地あるいは私道でも幅員が四メートル以上で公共的な性格の強い道路などは、負担金が減免されます。また法律的な争いのある土地ある

土地や家屋の売買、借地権の異動などで受益者が変わったときは、すぐに受益者変更の手続き(受益者変更申告)をしていただきま

る。この手続きが済まないと

前後の受益者がひきつづき負担金を認めることになりますから注意が必要です。「受益者変更申告書」の提出があつた次の納期から

は農地などは、事情によつては負担金の徴収を猶予する制度もあります。これらについては、所定の手続

が必要となりますので、建物課にご相談下さい。建物

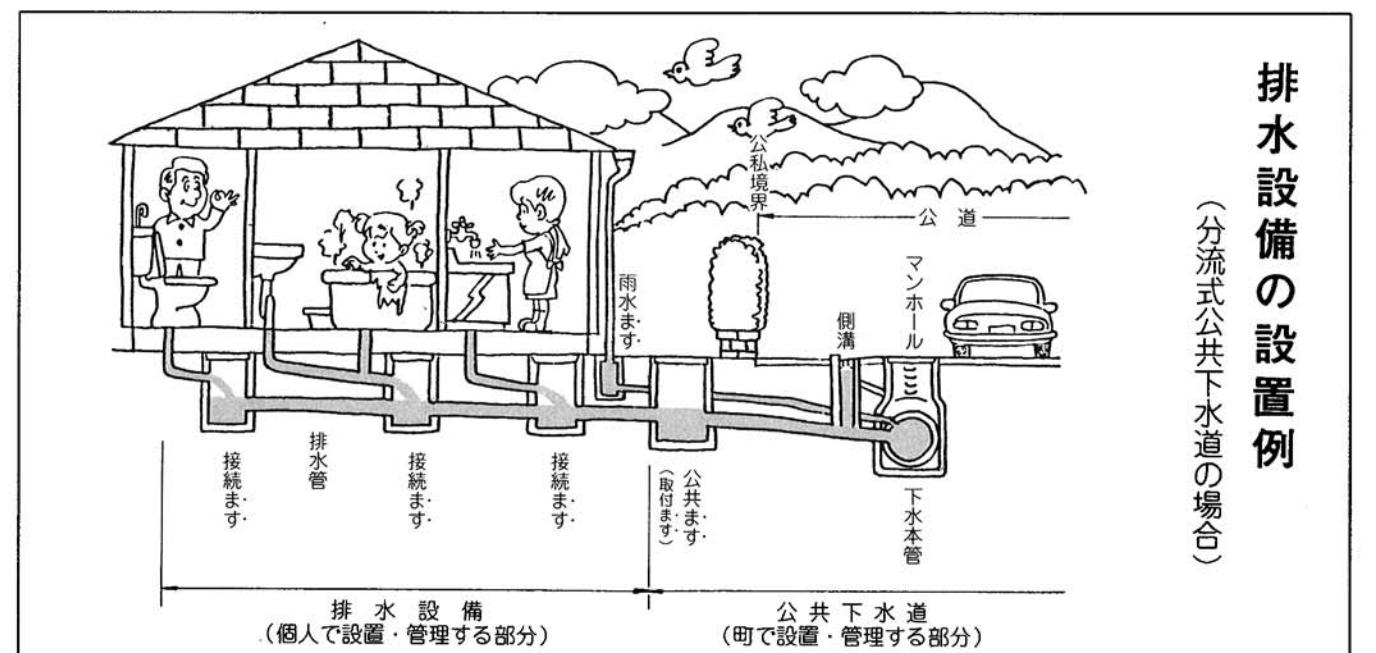
に住所を有しない場合は、町内に居住し、独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定めて申請をしていただきます。

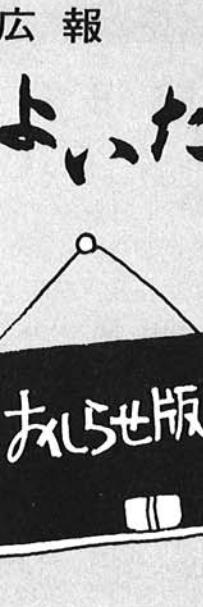
に住所を有しない場合は、町内に居住し、独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定めて申請をしていただきます。



た」「どんなに雪が降っても大丈夫」などと、よろこばれています。くみとり便所を設置する工事にあわせて快適な水洗トイレに改造してください。

排水設備の設置例 (分流式公共下水道の場合)





年金制度の改正により国
民年金は、全国民を対象と
して基礎年金を支給する制
度となりました。

一、老齢基礎年金

老齢基礎年金は、老後生
活の支えとして支給される
もので、国民年金の保険料
を納めた期間や、保険料を
免除された期間などをあわ
せて二十五年以上ある人が
六十五歳になったときに受
けられます。

二、障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年
金に加入している間に病気・
ケガをして国民年金法の定
められた等級に該当した場合、
その病気が治るまで支給さ
れます。なお、障害の程度により
一級（ほとんど日常生活の
介護をする）または二級
(日常生活にいちじるしい
制限を受ける)になつたと
きに受けられます。

三、遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年
金に加入している人や、老年
基礎年金を受けられる人

附加年金は、附加年金を
上乗せして受けられます。
② 寡婦年金 年金・寡婦年金および死亡
一時金が支給されます。
① 附加年金 第一号被保険者に次の附加
年金・寡婦年金および死亡
一時金が支給されます。
自営業者とその家族などの
第一号被保険者に次の附加
年金・寡婦年金および死亡
一時金が支給されます。

附加年金は、附加年金を
上乗せして受けられます。
② 寡婦年金 年金を受けずに亡くなつた
とき、妻が六十才から六十五
才になるまで受けられます。
③ 死亡一時金

国民年金の保険料を三年
以上納めた人が亡くなつた
とき、その遺族が国民年金
から年金を受けられないと
き、受けられます。以上の各種年
金も期限内に保険料を納めなければ受
けられません。

④ 秋野菜の取り入れ時期で
すが、大根・キャベツ等
の野菜の葉をまとめて大
量に出さないで下さい。

③ マヨネーズ・バター・マ
ーガリン等のポリ容器は
燃えるゴミとして出して
下さい。

② 水分の多いゴミは必ず水
切りを良くしてから出し
て下さい。

⑤ 宅地や畑の雑草をゴミス
テーションに出される方
があります。天日に干す
してから出して下さい。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にことがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

えません。自家処理をし
て下さい。

ひものが混入している主
なものが混入してしまった
もの。宅地や畑の雑草をゴミス
テーションに出される方
があります。天日に干す
してから出して下さい。

土を良く落として下さ
い。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にことがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にことがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にことがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にことがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にことがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にことがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にことがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

① 燃えるゴミの中に不燃物
を絶対に混入しないで下
さい。

ごみ収集についてご協力を！

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけますので、次
にこれがらを守って、収集
について、ご理解とご協力
をお願いします。

ひとりの不注意がみんな
に迷惑をかけ

フォトニュース

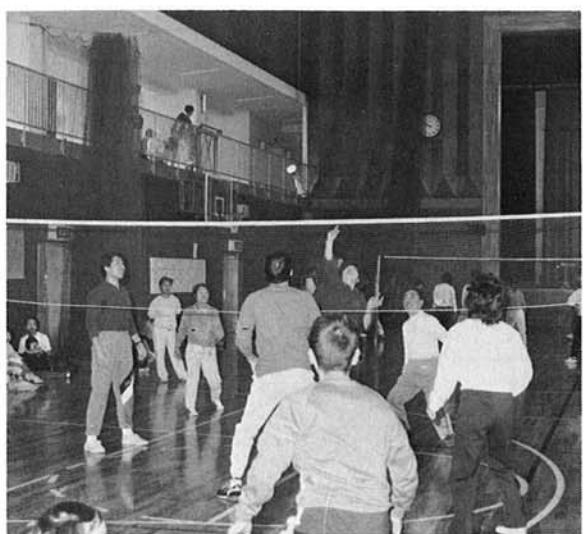


ハッスル、ゲートボール

10月4日(日)秋晴れのスポーツ広場に於いて、春から延期になっていた町内対抗ゲートボール大会が行われました。今年から年齢制限をなくしたため、若い人から高齢者までの35チームが優勝めざして頑張りました。

大会結果

- 優勝／中町チーム
- 準優勝／船戸Aチーム
- 3位／北新町Aチーム
- ・蔦都チーム



自転車で体を鍛えてみませんか



去る10月11日(日)、与板レーシングクラブ主催による「ツール・ド・与板」(自転車ロードレース)が距離15キロ、25名の参加者で行われました。与板レーシングクラブは、結成して5年目、会員も11名になり、毎日自転車で体を鍛えている姿は、皆さんも見かけた事があると思います。自転車は手軽なスポーツ。皆さんも自転車で体を鍛えてみてはいかがでしょうか。



◎寄贈いただきました。

環境美化と防犯・交通安全のためと、次の通りご

しだれ桜 7本

東北電力㈱

長岡営業所長殿

◎防犯螢光灯 4灯

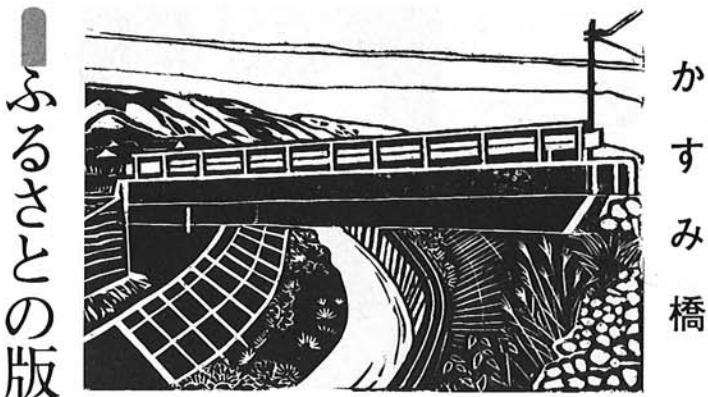
ありがとうございました

迫熱!! 町内対抗インディアカ大会

毎年恒例となったこの大会、ルールも知られるようになり、年々と親しまれている様です。一見、簡単そうに見えますが、やってみると意外にむずかしくめまぐるしいラリーが続いて審判の目も一瞬とまどう一面も。結果は、接戦の末馬場町Aチームが5連覇を達成しました。

大会結果

- 優勝／馬場町Aチーム
- 準優勝／楨原Bチーム
- 3位／馬場町Bチーム
- ・上町チーム



野球場の方から見た風景です。夏来た時は草木は青く緑いいっぱいだったのに、ススキももうカサカサと枯葉が目立ち、木枯らしが落葉を吹き散らす寒い時節になってしまいました。

《与板町版画クラブ》佐藤喜代子

11月は青少年健全育成の強調月間です!!

青少年をとりまく社会環境は年々悪化していますが、こうした環境に染まらないように青少年を育成することと併せ、環境を少しでも改善する努力も青少年健全育成の重要な課題となっています。11月は青少年健全育成の強調月間です。

地域ぐるみで、青少年を温かく見守り「子ども」は一個人の人格体であることを忘れず、様々な経験を通して、人間形成していくように努めましょう。

思い出の一枚



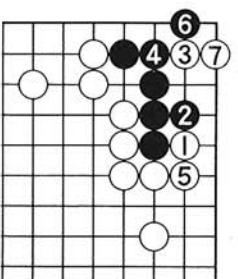
▲写真中央

《長町》丸山修一

この写真は、昭和41年私が22歳の時、夏休みに箱根の芦ノ湖のキャンプ場で、ボート係のアルバイトをした時に、同じバイト仲間と撮った写真です。

大学ちがい、アルバイトで知り合った仲間ですが、今でも何人かとつき合いをしています。

詰碁・詰将棋解答



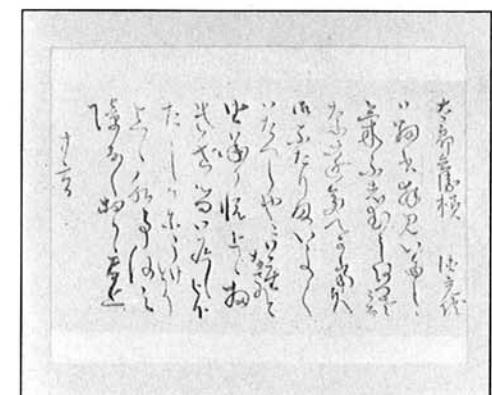
●詰碁解答

まず白1とハネ、黒2のオサエの時白3とオキを打つのが手順で、以下白7まで黒を仕留める。

●詰将棋解答

2四桂、同步、4三銀、同金、2三角成、同玉、2二桂成まで7手詰め。

〈解説〉2四桂を同金なら3三銀ですぐ詰みます。2四同步となった時、4三銀と打ち捨て、玉方の金を移動させてから決め手の2三角成。これで鮮やかに詰みとなります。



この書を、書道の先生方の説によれば男の字の様だと言われ、爛葛藤にも、古範和尚は気丈な人だと言っておられます。良寛は特に未亡人、当時の丹那衆の娘が多い様です。それは、百姓・商人等の娘は出戻りでもすぐ後妻にゆけたのですが、丹那衆の娘で学問にすぐれた人は他にはゆけず、尼になるより方法がなかった様です。良寛は、それらの人々との相談相手となり、救いの手をと、書や文学の交流となつたものと思われます。次氏の御厚意によるものです。

己上

太郎兵衛様

御細書拜見いたし候

けふはむしあつさ

にてなをたへがたく

御ふたり様い

よく

御たつしや御座なされ

由承り悦上

うけとり申上候

私來何之障なくおり候

徳充院

与板と良寛

維経尼について

No.6

維経尼は、大坂屋三輪多仲長高の娘で、山田太郎兵衛重記の長男李左工門重富に嫁します。最近与板で、徳充院(尼にならない時の名前)が山田太郎兵衛宛の書簡は、写真の通りです。坂屋に戻られて、一生を尼として過ごされた方で、春夜二三更、天寒自愛等の良寛書簡でおわかりと思います。

田太郎兵衛重記の長男李左工門重富に嫁します。江戸にて夫に死別され帰郷される。大坂屋に戻られて、一生を尼として過ごされた方で、春夜二三更、天寒自愛等の良寛書簡でおわかりと思います。